

はじめに

私たちの誰もが、ある日突然、避けようもない形で犯罪の被害に遭ってしまうということがありえます。被害者やそのご家族は、犯罪により生命・身体・財産に直接的な被害を受けるばかりでなく、心身の不調や生活上の問題などの様々な二次的被害に直面し困難を抱えておられます。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるようになるためには、一人ひとりに寄り添った支援を行うとともに、犯罪等による直接的な被害だけでなく周囲の人々の言動等による二次的被害の防止に県民及び事業者の理解を得て、犯罪被害者等を支えていくことが大切です。

県では、これまで、平成15年に制定したちゅうちな一安全なまちづくり条例に犯罪被害者等支援に関する事項を盛り込み、施策を行ってきたところですが、犯罪被害者等支援の一層の推進を図るため、犯罪被害者等支援に特化した条例として、令和4年7月に「沖縄県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

本条例に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、今般、「沖縄県犯罪被害者等支援計画」を策定しました。

本計画は、「損害の回復及び経済的負担の軽減」、「精神的・身体的被害の回復」、「再被害・二次的被害の防止」、「県民・事業者の理解の促進」、「民間支援団体・支援従事者の育成・支援」、「連携協力体制の整備」の6つを基本方針として、その実現に向けた施策を展開することとしております。

今後は、本計画に掲げた施策を推進していくことにより、社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指してまいります。

県民の皆様には、より一層の御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただいた皆様に心からお礼を申し上げます。



令和5年6月

沖縄県知事 玉城 デニー